

改正案			現行		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
液化石油ガス器具等の区分	型式の区分		液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分		要素	材質等の区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
半密閉式瞬間湯沸器	(略)	(略)	半密閉式瞬間湯沸器	(略)	(略)
	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(略)		不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(略)
	暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの		(新規)	(新規)
	水通路の構造（暖房部を有するもの）	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの		(新規)	(新規)
	表示液化石油ガス消費量	(略)		表示液化石油ガス消費量	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

開放式若しくは密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	(略)	(略)
	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(略)
	暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの
	表示液化石油ガス消費量	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第3(第11条、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準	
(略)	(略)	
半密閉式瞬間湯沸器	1~26 (略)	27 通常の使用状態において15時間以上断続的に暖房機能(加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉式瞬間湯沸器

開放式若しくは密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	(略)	(略)
	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(略)
	(新規)	(新規)
	(新規)	(新規)
	表示液化石油ガス消費量	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第3(第11条、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準	
(略)	(略)	
半密閉式瞬間湯沸器	1~26 (略)	27 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

	<p>間湯沸器の項及び開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項において同じ。)を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8 時間以上連続)に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の 20 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。</p> <p>28 ~ 29 (略)</p>		<p>(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の 20 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。</p> <p>28 ~ 29 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器</p>	<p>1 ~ 12 (略)</p> <p>12 の 2 暖房機能を有するものは、密閉式又は屋外式であること。</p> <p>13 ~ 30 (略)</p> <p>31 通常の使用状態において 15 時間以上断続的(暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8 時間以上連続)に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の 24 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 17 に定める基準に適合すること。</p> <p>32 ~ 34 (略)</p>	<p>開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器</p>	<p>1 ~ 12 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>13 ~ 30 (略)</p> <p>31 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の 24 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 17 に定める基準に適合すること。</p> <p>32 ~ 34 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(備考)	(略)	(備考)	(略)